

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

公立学校共済組合の事務手続におけるマイナンバーの申告について（通知）

社会保障・税番号制度の導入に伴い、地方公務員等共済組合法施行規程が一部改正され、平成29年1月1日から公立学校共済組合の事務手続においてマイナンバー（個人番号）の申告が必要となりました。

当支部では、平成28年12月19日付け公共鹿第693号で通知のとおり、マイナンバーの取扱いを見合わせていたところですが、このたび申告に係る取扱いを下記とおり定めしましたので、マイナンバー申告の受付を開始します。

については、貴所属所の組合員へ周知の上、適切に処理してくださるようお願いします。

記

1 マイナンバーの申告

(1) 申告を要する手続

組合員の資格取得及び被扶養者の認定に係る手続

（注）組合員の資格喪失及び被扶養者の取消手続においては申告不要

(2) 申告を要する者

組合員資格取得日及び被扶養者認定日が平成29年1月1日（以下「施行日」という。）以後である者

（注）再資格取得者及び再認定被扶養者についてもその都度マイナンバーの申告を要する。

(3) 申告用紙

個人番号申告書〔整理番号7〕 新設

（注）1 上記(1)の手続の際に、組合員（船員組合員）資格取得・転入届書〔整理番号2〕又は被扶養者認定申告書〔整理番号10〕と併せて共済組合へ提出すること。ただし、子の出生に伴う被扶養者の認定手続の際は、マイナンバーが通知されるまでに期間を要するため、被扶養者認定申告書を先に提出し、被扶養者証の交付を受けること。この場合、後日マイナンバーの通知があり次第、個人番号申告書を提出すること。

2 被扶養者の認定手続の際は、被扶養者のマイナンバーのみを記入すること。

(4) 既認定被扶養者の申告

施行日以後、既に被扶養者の認定を受けた者については、別途共済組合からマイナンバーの申告を依頼する。

(5) 国民年金第3号被保険者に係る届出

公立学校共済組合員の被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）の国民年金第3号被保険者に係る届出書については、当共済組合を経由して所管する日本年金機構へ提出しているところであるが、このたび、日本年金機構からマイナンバーによる届出開始を平成30年3月とする予定である旨の情報提供があったことから、現時点では事務手続及び届出用紙について変更は生じない。

2 施行日前の資格取得者等に係るマイナンバーの申告

平成 28 年 12 月 31 日以前の組合員資格取得者及び認定被扶養者については、共済組合が保持している組合員及び被扶養者の基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）を用いて地方公共団体情報システム機構からマイナンバーの提供を受けたところであるが、基本情報の不一致により提供を受けられなかった者については、別途共済組合からマイナンバーの申告を依頼する。

3 注意事項等

(1) マイナンバーの取扱い

所属所（事業所）におけるマイナンバーの取扱いは、組合員の給与負担事業主（県、市町村、その他団体）が定めたマイナンバーの取扱規程等^(*)に基づき適正に行うこと。

また、申告に際しては、別紙「個人番号（マイナンバー）申告時の注意事項」により適切に処理すること。

＊ 給与の県費負担組合員と市町村費負担組合員（学校主事等）の両者が在籍する市町村立小・中学校においては、前者については県が定めた取扱規程等が、また後者については市町村が定めた取扱規程等が適用されることになる。

(2) 番号変更の申告

組合員又は被扶養者のマイナンバーが変更されたときは、組合員は変更後のマイナンバーを速やかに個人番号申告書〔整理番号 7〕により申告すること。

(3) 添付書類の取扱い

公立学校共済組合の事務手続における添付書類の取扱いについては、平成 28 年 2 月 2 日付け公共鹿第 782 号で通知したところであるが、施行日以後も引き続きマイナンバーの記載がないものを共済組合へ提出すること。

また、取得した書類にマイナンバーが記載されている場合は、記載部分を完全に黒塗り又は切り取りするなどして、マイナンバーが視認できないようにしたものを提出すること。

4 利用目的

公立学校共済組合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）第 9 条別表第 1 の 24 の項及び 39 の項に規定する次に掲げる事務を行うため、マイナンバーを利用する。

- (1) 厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
- (2) 地方公務員等共済組合法による短期給付若しくは年金である給付の支給若しくは福祉事業の実施又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務

5 申請書等用紙の新設

公立学校共済組合関係申請書等用紙として、新たに「個人番号申告書〔整理番号 7〕」を定めたので、当支部のホームページ（アドレス <http://www.kouritu.go.jp/kagoshima/>）から取得すること。

なお、ホームページからの取得が困難な所属所については、別途送付するので共済組合へ連絡すること。

問合せ先 年金給付係 担当 今村・若松 電話 099-286-5220

(別紙)

個人番号(マイナンバー)申告時の注意事項

利用目的の明示

- 個人番号の申告を求めるときは、利用目的を本人へ通知又は公表する必要があります。
源泉徴収や共済組合の手続など、個人番号を利用する事務・利用目的をまとめて明示することも認められています。

本人確認

- 個人番号の申告を求めるときは、本人確認を行う必要があります。本人確認に際しては、正しい番号であることの確認(番号確認)と番号の正しい持主であることの確認(身元確認)が必要です。
確認は原則として、次に掲げるいずれかの方法によります。
 - ① 個人番号カードで番号確認と身元確認を行う方法
 - ② 通知カード 又は 個人番号が記載された住民票の写しで番号確認を行い、運転免許証又はパスポートなどで身元確認を行う方法なお、身元確認については、本人に相違ないことが明らかに判断できるときは、身元確認用書類は不要です。
- 組合員の個人番号については、指定された事務取扱担当者^(※1)が本人確認を行ってください。
確認は原則として対面で行い、組合員から提示を受けた本人確認書類は、確認後速やかに返却してください。本人確認書類の写しの所属所(事業所)内での保管及び共済組合への提出は不要です。
また、組合員が長期間業務に従事できない場合など対面で確認できないときは、郵送等で本人確認書類の写しの提出を受ける必要があります。この場合も確認後、本人確認書類の写しは、速やかに本人へ返却又は廃棄^(※2)してください。
なお、本人確認書類を送付するときは、安全管理(外部から容易に個人番号が判明しない措置の実施、書留郵便などの追跡可能な移送方法の利用等)に配慮してください。
 - *1 組合員の給与負担事業主(県、市町村、その他団体)が定めた個人番号の取扱規程等で指定された者
 - *2 廃棄の際は、細かく裁断し復元不可能な状態で廃棄してください。
- 被扶養者の個人番号については、組合員が本人確認を行ってください。
本人確認書類を所属所(事業所)や共済組合へ提出する必要はありません。

保管

- 個人番号が記入された個人番号申告書[整理番号7]を共済組合へ提出するまで一時的に所属所(事業所)内に保管するときは、安全管理(施錠できる保管庫の利用等)に配慮してください。

提出

- 個人番号申告書[整理番号7]を共済組合へ提出するときは、安全管理(外部から容易に個人番号が判明しない措置の実施、書留郵便などの追跡可能な移送手段の利用等)に配慮してください。
- 個人番号が記入された個人番号申告書の控え(データファイルを含む。)を所属所(事業所)内に残さないでください。